



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年7月7日火曜日 第120号

### ◇ 目 次 ◇

地方卸売市場の認定（3件）.....（ブランド戦略課）... 535  
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 536  
 指定居宅サービス事業の廃止.....（東予地方局地域福祉課）... 536  
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....（ " ）... 536  
 土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）... 536  
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....（中予地方局地域福祉課）... 536  
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 537  
 道路の区域変更（県道直瀬洪草線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 537  
 土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 537  
 道路の供用開始（県道高茂岬船越線）.....（南予地方局愛南土木事務所）... 537

### 公 告

愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）借入れ及び保守点検業務の委託.....（原子力安全対策課）... 537

### 人事委員会公告

令和2年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告.....（人事委員会事務局）... 538  
 令和2年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告.....（ " ）... 541

### 雑 報

令和2年度行政書士試験の実施について.....（私学文書課）... 545  
 環境影響評価書について.....（環境政策課）... 546

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第788号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。

令和2年7月7日

愛媛県知事 中村時広

| 認定年月日     | 開設者              |                   | 地方卸売市場             |                   |           |
|-----------|------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-----------|
|           | 名称               | 住所                | 名称                 | 位置                | 取扱品目      |
| 令和2年6月16日 | 株式会社丸八農協青果市場     | 八幡浜市松柏乙1014番地1    | 地方卸売市場株式会社丸八農協青果市場 | 八幡浜市松柏乙1014番地1    | 青果物       |
| 令和2年6月16日 | 株式会社宇和島青果市場      | 宇和島市伊吹町字高樋甲895番地  | 地方卸売市場株式会社宇和島青果市場  | 宇和島市伊吹町字高樋甲895番地  | 青果物       |
| 令和2年6月16日 | 宇和島青果販売農業協同組合連合会 | 宇和島市宮下字三百田甲1279番地 | 丸協宇和島青果販連地方卸売市場    | 宇和島市宮下字三百田甲1279番地 | 青果物<br>花き |

#### ○愛媛県告示第789号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。

令和2年7月7日

愛媛県知事 中村時広

| 認定年月日     | 開設者         |             | 地方卸売市場                |             |           |
|-----------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|-----------|
|           | 名称          | 住所          | 名称                    | 位置          | 取扱品目      |
| 令和2年6月17日 | 愛媛たいき農業協同組合 | 大洲市東大洲198番地 | 地方卸売市場愛媛たいき農業協同組合青果市場 | 大洲市東大洲190番地 | 青果物<br>花き |

○愛媛県告示第790号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。

令和2年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 認定年月日     | 開 設 者       |              | 地 方 卸 売 市 場       |              |       |
|-----------|-------------|--------------|-------------------|--------------|-------|
|           | 名 称         | 住 所          | 名 称               | 位 置          | 取扱品目  |
| 令和2年6月18日 | 株式会社八幡浜青果市場 | 八幡浜市産業通10番6号 | 地方卸売市場株式会社八幡浜青果市場 | 八幡浜市産業通10番6号 | 青 果 物 |

○愛媛県告示第791号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年7月1日から  
10月30日まで
- 3 作業地域 愛媛県上浮穴郡久万高原町中津

○愛媛県告示第792号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年7月7日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所 |                       | 廃止年月日     | サービスの種類 |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|---------|
|                        | 名 称                   | 所 在 地                 |           |         |
| ウマ交通有限会社               | 新町ヘルパーセンター            | 愛媛県四国中央市三島中央三丁目11番33号 | 令和2年2月24日 | 訪問介護    |

○愛媛県告示第793号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和2年7月7日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

| 指定介護療養型医療施設の開設者の<br>名称又は氏名 | 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 |                       | 辞退年月日     | サービスの種類   |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------|
|                            | 名 称                   | 所 在 地                 |           |           |
| 医療法人 明生会                   | 長谷川病院                 | 愛媛県四国中央市金生町下分1249番地の1 | 令和2年5月31日 | 介護療養型医療施設 |

○愛媛県告示第794号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市新田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月7日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

○愛媛県告示第795号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年7月7日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

| 事業者番号      | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 |                   |         | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 |                | 廃止年月日     |
|------------|---------------------------|-------------------|---------|---------------|--------------------|----------------|-----------|
|            | 氏名又は名称                    | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名  |               | 名 称                | 所 在 地          |           |
| 3811500531 | 特定非営利活動法人 農業で古里創りNPO      | 愛媛県松山市北斎院町682番地の3 | 白 戸 邦 生 | 就労継続支援A型      | 多機能型事業所 あくり塾       | 愛媛県東温市志津川片山甲44 | 令和2年6月30日 |

○愛媛県告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市久米地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月7日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

○愛媛県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                 | 旧・新別 | 敷地の幅            | 延長              | 備考 |
|-------|-------|-------------------------------------|------|-----------------|-----------------|----|
| 県 道   | 直瀬洪草線 | 上浮穴郡久万高原町前組326番地先から<br>同町前組299番地先まで | 旧    | メートル<br>4.4～8.7 | キロメートル<br>0.260 |    |
|       |       | 上浮穴郡久万高原町前組326番2から<br>同町前組299番2まで   | 新    | 8.8～43.0        | 0.260           |    |

○愛媛県告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月7日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

○愛媛県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間                     | 供用開始の日   |
|-------|--------|-----------------------------------|----------|
| 県 道   | 高茂岬船越線 | 南宇和郡愛南町下久家519番3から<br>同町下久家448番2まで | 令和2年7月7日 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）借入れ及び保守点検業務
- (2) システムの構成装置及び設置場所  
入札説明書等による。
- (3) 借入れ及び保守点検期間  
令和3年3月1日から令和8年2月28日まで
- (4) 入札方法  
入札金額は、愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）の借入れ及び保守点検業務に係る月額費用を記載すること。  
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2・3・4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 保守点検対象となっている機器について、保守点検を行った実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
 電話番号 089 941 2111 (代表)内線2341  
 089 912 2341 (ダイヤルイン)

- (2) 入札関係書類の交付  
 令和2年7月31日(金)午後5時15分まで愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でのダウンロード又は上記(1)の場所での手渡しにより交付する。
- (3) 入札の日時及び場所  
 令和2年8月18日(火)午前10時00分  
 愛媛県庁舎第二別館3階 県民環境部会議室  
 即時開札とする。
- 4 その他
  - (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及契約保証金  
 ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。  
 イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。
  - (3) 入札者に要求される事項  
 この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

- は、これに応じなければならない。
- ア 申請書の受付時期  
 令和2年7月7日(火)から7月31日(金)午後5時15分まで
- イ 受付場所  
 上記3の(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効  
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
 要
- (6) 落札者の決定方法  
 この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
  - (1) Nature and quantity of the product to be leased: Borrowing and maintenance business of nuclear disaster prevention networks (a part for expansions, such as emergency network equipment etc.), 1 set
  - (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 18 August 2020
  - (3) For further information, please contact: Nuclear Power Safety Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
 TEL 089 941 2111 Ext 2341

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第5号

令和2年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告

令和2年7月7日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

(1) 初級

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容  |
|------|--------|---|
| 一般事務 | 10人程度  | 知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。 |
| 警察事務 | 4人程度   | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。                               |
| 電気   | 1人程度   | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の設計・施工・維持管理等の業務に従事します。  |

(2) 資格免許職

| 試験区分     |     | 採用予定人員 | 職務内容   |
|----------|-----|--------|--|
| 短期大学卒業程度 | 保育士 | 2人程度   | 知事部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。 |

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

| 試験区分 | 受験資格   |
|------|--|
| 一般事務 | 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び令和3年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。） |
| 警察事務 |  |
| 電気   |  |

イ 資格免許職

| 試験区分 | 受験資格   |
|------|--|
| 保育士  | (1) 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者<br>(2) 保育士の資格を有する者又は令和3年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者 |

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分   | 日時  | 試験会場                    | 合格発表                      |
|--|---|-------------------------|---------------------------|
| 第1次試験  | 令和2年9月27日（日曜日）<br>(1)初級（一般事務、警察事務）<br>受付開始 午前8時15分<br>着席 午前9時15分<br>試験 午前9時15分～午前11時45分 | 愛媛県庁<br>（松山市一番町四丁目4番地2） | 10月上旬<br>第1次試験当日にお知らせします。 |
|  | (2)初級（電気）、資格免許職<br>受付開始 正午<br>着席 午後1時<br>試験 午後1時～午後3時30分                                |                         |                           |
| 受付時間（午前8時15分～午前9時又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は受験できません。 |   |                         |                           |
| 第2次試験  | 10月下旬から11月上旬に松山市内で実施予定です。<br>詳細は、第1次試験合格者に通知します。  |                         | 11月中旬                     |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目                      | 配点  | 試験の内容   |
|----|------------------------------|-----|---|
| 第1 | 初級<br>（一般事務<br>警察事務）<br>教養試験 | 90点 | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。 |

|       |                 |      |      |   |
|-------|-----------------|------|------|---|
| 次試験   | 初級（電気）<br>資格免許職 | 専門試験 | 90点  | 各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。<br>なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。 |
| 第2次試験 |                 | 口述試験 | 300点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。   |
|       |                 | 作文試験 | 60点  | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。  |
|       |                 | 適性検査 | -    | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。   |

- (2) 第1次試験合格者は、初級（一般事務、警察事務）については教養試験、初級（電気）及び資格免許職については専門試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験とも、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。また、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

## 5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和2年8月14日（金）午前8時30分から8月31日（月）午後5時15分まで**

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月24日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（**原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。**）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月18日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

## 7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和3年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) **資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。**
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

## 8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試験区分  |         | 現 行 給 料 月 額  |          |
|-------|---------|--------------|----------|
| 初 級   | 一 般 事 務 | 行政職給料表1級9号給  | 155,674円 |
|       | 警 察 事 務 |              |          |
|       | 電 気     |              |          |
| 資格免許職 | 保 育 士   | 行政職給料表1級17号給 | 166,729円 |

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送により開示を請求された方のみ受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入のうえ、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛に郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

| 開示請求できる人             | 開 示 内 容  | 請求受付期間           | 開示方法            |
|----------------------|--|------------------|-----------------|
| 第 1 次 試 験<br>不 合 格 者 | 第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えて当該試験種目名）  | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 郵送により開示を<br>請 求 |
| 第 2 次 試 験<br>受 験 者   | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 第2次試験合格発表の日から1月間 |                 |

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。  
変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

別表（4関係）

専門試験（初級（電気）・資格免許職）の出題分野

| 試験区分  | 出 題 分 野  |
|-------|--|
| 電 気   | 数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術 |
| 保 育 士 | 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健           |

○愛媛県人事委員会公告第6号

令和2年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告

令和2年7月7日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分      | 都府県名  | 採用予定人員 | 職 務 内 容              |
|-----------|-------|--------|----------------------|
| 男 性       | 愛 媛 県 | 39人程度  | 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予 |
|           | 警 視 庁 | 2人程度   |                      |
| 高 校 卒 程 度 |       |        |                      |

|     |           |       |      |                                    |
|-----|-----------|-------|------|------------------------------------|
|     |           | 大 阪 府 | 5人程度 | 防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。 |
|     |           | 兵 庫 県 | 2人程度 |                                    |
| 女 性 | 高 校 卒 程 度 | 愛 媛 県 | 5人程度 |                                    |

男性（高校卒程度）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込み後の志望都府県の変更はできません。

**2 受験資格**

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を令和3年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

**本試験と令和2年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験との併願はできません。**

**3 試験の方法等**

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分                | 試験・検査種目   | 配点  | 試験の内容   |               |              |
|-------------------|---|---|---|---------------|--------------|
| 第1次試験             | 教養試験  | 50点   | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。 |               |              |
|                   | 体力試験<br>（愛媛県のみ）   | 20点   | 職務遂行に必要な体力について、試験を行います。                           |               |              |
|                   |   |   | 種目  | 基準            |              |
|                   |   |   |   | 男性            | 女性           |
|                   |   |   | 反復横とび   | 50回以上 / 20秒間  | 40回以上 / 20秒間 |
| 握力                |   |   | 45kg以上（左右の平均）                                     | 25kg以上（左右の平均） |              |
| 上体起こし             |   |   | 25回以上 / 30秒間                                      | 15回以上 / 30秒間  |              |
| 腕立て伏せ             | 30回以上   | 15回以上   |   |               |              |
| 20mシャトルラン         | 65回以上   | 35回以上   |   |               |              |
|                   |   |   | 基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。    |               |              |
| スポーツ加点<br>（愛媛県のみ） | 5点  | 柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します（詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照）。 |   |               |              |
|                   |   | 項目  | 基準  |               |              |
|                   |   | 柔道  | 2段以上（講道館認定の段位に限る。）                                |               |              |
|                   |   | 剣道  | 2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）                            |               |              |
| スポーツ歴             | 全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験<br>国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等 |   |   |               |              |
| 身体検査              | -   | 職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。                                     |   |               |              |
|                   |   | 項目  | 基準  |               |              |
|                   |   | 視力  | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。            |               |              |
|                   |   | 聴力  | 完全であること。  |               |              |
| その他               | 身体に障がいその他の異常がなく健康であること。   |   |   |               |              |
|                   |   |   | 基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。         |               |              |
|                   | 口述試験  | 75点   | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。                       |               |              |
|                   | 作文試験  | 30点   | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。          |               |              |



|       |        |   |  |
|-------|--------|---|--|
| 第2次試験 | 適性検査   | - | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。  |
|       | 身体精密検査 | - | 職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。<br>なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。<br>職務遂行に支障がないこと。<br>検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。 |

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。  
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、それぞれの都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

| 区分    | 試験日   | 試験・検査種目      | 試験会場                        | 合格発表                      |
|-------|---|--------------|-----------------------------|---------------------------|
| 第1次試験 | 令和2年10月17日（土）<br>午前8時30分から午後5時30分まで<br>のうち人事委員会が指定する時間<br>（遅刻した場合は受験できません。） | 体力試験<br>身体検査 | 松山東高等学校<br>（松山市持田町二丁目2番12号） | 10月下旬<br>第1次試験当日にお知らせします。 |
|       | 令和2年10月18日（日）<br>午前9時から午後0時まで<br>〔受付時間：午前8時から午前8時45分〕<br>遅刻した場合は受験できません。〕   | 教養試験         |                             |                           |
| 第2次試験 | 11月中旬に松山市内で実施予定です。<br>詳細は、第1次試験合格者に通知します。                                   |              |                             | 12月上旬                     |

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します（「6 受験票の交付」参照）。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号をホームページに掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。  
なお、受付期間は次のとおりです。  
令和2年8月27日（木）午前8時30分から9月15日（火）午後5時15分まで  
原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月8日（火）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。  
なお、使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月9日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してくだ

さい。

- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間など**記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

**7 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和3年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**8 給与等**

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級15号給（現行給料月額195,774円）、高校卒程度で公安職給料表1級7号給（現行給料月額181,101円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**9 試験結果の開示**

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、口頭による開示請求に代えて、郵送により開示を請求された方のみ受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入のうえ、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛に郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

| 開示請求できる人  | 開 示 内 容   | 請求受付期間           | 開 示 方 法    |
|-----------|---|------------------|------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位<br>（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）                          | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 郵送により開示を請求 |
| 第2次試験受験者  | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位<br>（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名） | 第2次試験合格発表の日から1月間 |            |

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**10 問い合わせ先等**

|                        |   |
|------------------------|---|
| スポーツ加点申請書提出先<br>問い合わせ先 | 愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係<br>〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2<br>電話 089-912-2826 <b>ホームページ</b> <a href="https://www.pref.ehime.jp/employment/">https://www.pref.ehime.jp/employment/</a> |
| 問い合わせ先                 | 愛媛県警察本部 警務課<br>〒790-8573 松山市南堀端町2番地2<br>電話 089-934-0110 内線2621・2622・2623・2624・2625 フリーダイヤル 0120-204-724   |
| 愛媛県以外の都府県に関する問い合わせ先    | 警視庁採用センター 電話 0120-314-372   |
|                        | 大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314  |
|                        | 兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314  |

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

別表 スポーツ加点の申請について

| 項目    | 証明書類  | 申請方法  |
|-------|---|---|
| 柔道    | 講道館が認定した段位を証明する書類の写し  | <p><b>受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。</b></p> <p><b>(提出期限：令和2年9月15日(火)午後5時15分(必着))</b></p> <p>スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の書類を提出された場合又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求められることがあります(この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時までには証明書類の原本又は追加書類を提出してください。)</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 記入漏れや不備等がある場合</p> <p>(2) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。)</p> <p>(3) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合(申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。)</p> <p>(4) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合(申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。)</p> |
| 剣道    | 全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し  |   |
| スポーツ歴 | <p>出身校による全国大会参加証明書(原本)又は</p> <p>次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し</p> <p>(1) 地区予選を経た全国大会であること</p> <p>(2) 全国大会に選手として出場したこと</p> <p>(2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること</p> <p>「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする(監督、コーチ、マネージャー等は除く。)</p> |   |

スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

雑報

○公告

令和2年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示します。

令和2年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター

1 試験期日

令和2年11月8日(日)午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試験科目                       | 内容等  |
|----------------------------|--|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)  | 憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和2年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題) | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解  |

(2) 試験の方法

試験は、筆記試験によって行います。

出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

配布期間：

令和2年7月27日(月)から令和2年8月28日(金)まで

配布場所：

別表に掲げる場所で行います。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

配布期間：

令和2年7月27日(月)から令和2年8月21日(金)(必着)まで

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和2年7月6日(月)から令和2年8月21日(金)(必着)までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間に郵送配布します。

配布方法：

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

受験願書及び試験案内の請求先

〒252 0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

受付期間：

令和2年7月27日(月)から令和2年8月28日(金)まで

受付場所：

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

8月28日（金）の消印があるものまで受け付けます。

提出書類：

受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

受付期間：

令和2年7月27日（月）午前9時から令和2年8月25日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月25日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>

受付最終日（8月25日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

受験手数料の払込み

ア 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のもの）に限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

イ 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

ウ 利用できるコンビニエンスストア

セブン・イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102 0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地

全国町村議会館3階

電話番号 03 3263 7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験

申込み」）をする前に、必ず当センターまでご相談ください。

特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和3年1月27日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

別表（4関係） 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

| 配布場所               | 所在地                    | 配布時間            |
|--------------------|------------------------|-----------------|
| 愛媛県総務部総務管理局私学文書課   | 松山市一番町4-4-2            | 午前8時から午後5時15分まで |
| 愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課 | 西条市喜多川796-1            |                 |
| 愛媛県東予地方局今治支局総務県民室  | 今治市旭町1-4-9             |                 |
| 愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課 | 松山市北持田町132             |                 |
| 愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室 | 八幡浜市北浜1-3-37           |                 |
| 愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課 | 宇和島市天神町7-1             |                 |
| 愛媛県行政書士会           | 松山市錦町98-1<br>愛媛県行政書士会館 | 午前9時から午後5時まで    |

注 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。

○公 告

環境影響評価書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第21条第2項の規定により、次の対象事業について環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同法第27条及び電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第46条の19の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月7日

電源開発株式会社

代表取締役社長 渡部 肇 史

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称 電源開発株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 渡部 肇 史

(3) 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名 称 南愛媛第二風力発電事業（仮称）

(2) 種 類 風力発電所の設置の工事業（陸上）

(3) 規 模 総出力 40,800キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県宇和島市津島町下畑地地区

4 関係地域の範囲

愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町

5 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）

宇和島市役所（愛媛県宇和島市曙町1番地）

宇和島市津島支所（愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地）

愛南町役場（愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地）

(2) 縦覧の期間

令和2年7月7日（火）から令和2年8月7日（金）まで

（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日並びに閉庁日は除く。）

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる。）